

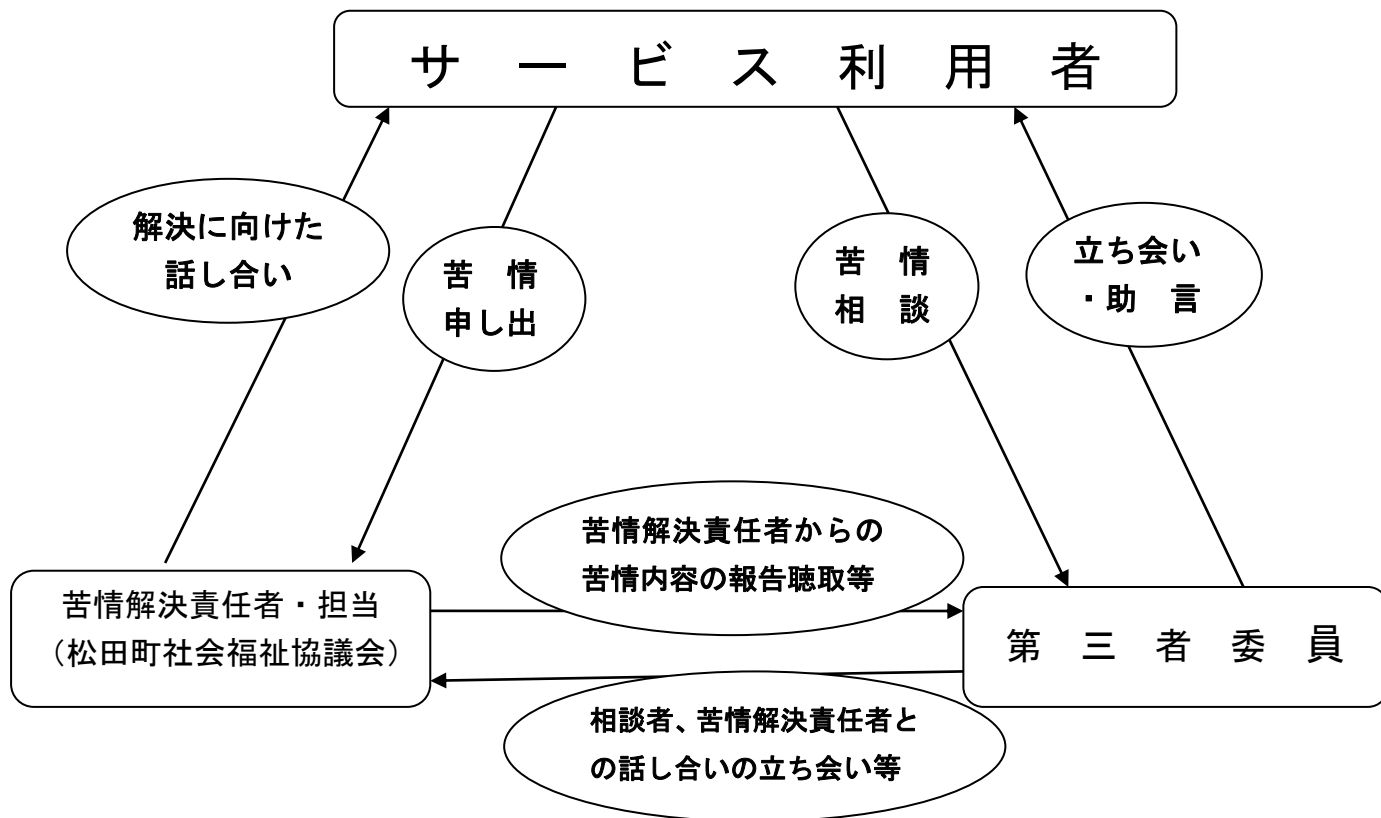
## 苦情解決第三者委員について

◇松田町社会福祉協議会は、本会が実施する、事業（サービス）における苦情解決について社会性や客観性を確保するとともに、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決第三者委員を設置しています。

### 【第三者委員の役割】

苦情解決担当者や責任者との話し合いだけで、納得がいかない場合、第三者の立場にある「第三者委員」が間に入り、必要な助言を行うことで、話し合いにより、苦情を解決いたします。

# 苦情解決のための流れ



ご意見・苦情等につきましては、社会福祉協議会または、  
第三者委員へ直接申し出ることができます。

【第三者委員連絡先】

早崎 昭代	82-7227
吉崎なつき	89-2867
和田 八重	82-5342